

わが社の運輸安全マネジメントの取り組み

2025年度 2024年8月1日～2025年7月31日

A 毎年度等、下記の具体的な取り組み方策を定め社内、営業所内へ掲示すると共に、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方策を立てた時に掲示し直します。

● わが社の事故防止のための安全方針

法令を遵守し全従業員が常に輸送の安全確保と向上をする。

現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるとともに現場の状況を十分に踏まえ

輸送の安全確保の重要性の周知徹底を図る。

● 社内への周知方法

社内に掲示し、回覧などで周知する。

点呼の際に周知徹底する

● 安全方針に基づく目標

重大事故(自動車事故報告規則第2規定)は絶対に発生させない。

あらゆる事故(人身、物損、自損、労働災害)をゼロ目標に努める

● 目標達成のための計画

ドライブレコーダーを活用した安全教育

運転適性診断の結果に基づき、管理者は指導を行って行きます。

● わが社における安全に関する情報交換方法

管理者、運転者と安全に関する意見交換を定期的に行い、安全意識の向上に努めます。

社内掲示板に安全情報を掲示する。

● わが社の安全に関する反省事項

不注意・確認不足・操作ミスで気を付けていれば防げる些細な事でも軽く見過ごすことなく

周知徹底します。

● 反省事項に対する改善方法

ドライバーの各人の運転における危機意識、危険個所等の意見交換を行い周知させる。

動作時における安全確認の再徹底を行う。

発生事故案件について、全員への情報共有を確実に行います。

B 毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

● わが社の安全に関する目標達成状況

2024年度目標 人身事故 1件 ⇒ 達成できず

2024年度目標 速度違反 0件 ⇒ 目標達成

2024年度目標 物損事故 1件 ⇒ 達成できず

● わが社の事故に関する情報

2023年 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件

2024年 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件

(注) 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく警告書等(写)、改善報告書(写)を社内及び営業所等に掲示等により公表すること。

日付: 2024年 8月 1日

会社名

有限会社西奈良運送

代表者名

中川貴詞